

合併に伴う住所変更にかかる主な手続きについて

県に関すること

件名	住所変更等の手続き		手続き窓口	問合せ先
	要・不要	手続きの方法等	各機関の管轄は9ページをごらんください	県庁・県警本部へのお問合せは各代表電話番号へお願いします
県管理道路(県道等)の占用許可を受けている方 県管理河川の占用許可を受けている方	不要	合併に伴う住所変更の手続きは必要ありません。	管轄の 土木事務所用地課	土木部道路維持課管理係 土木部河川課管理係
建設業の許可を受けている方(営業所所在地) 建築士事務所の開設登録を受けている方(住所地) 建築士の登録を受けている方(住所地)	要	住所表示に変更があった場合は、届出が必要です。	管轄の 土木事務所 建築指導課	建築都市部 建築都市管理課 建設業係・建築指導係 宅建業係
宅地建物取引業の免許を受けている方(事業所所在地)	要	住所表示に変更があった場合は、変更届及び書換申請を行ってください。 ※書換申請手数料等は不要です。	所在地の 管轄警察署	警察本部生活安全総務課 営業係
風俗営業許可証及び風俗営業管理者証の交付を受けている方 古物商許可証、質屋許可証、古物市場主許可証の交付を受けている方			住所地(所在地)の 管轄警察署	警察本部生活安全総務課 警備業係
警備業認定証、警備員指導教育責任者資格者証、機械警備業務管理者資格者証、警備員に係る各種検定合格書の交付を受けている方				
猟銃・空気銃所持許可証、銃砲所持許可証、刀剣類所持許可証及び人命救助等に従事する者届出済証明書の交付を受けている方	要	銃砲の一斉検査もしくは更新時等に書換申請を行ってください。 ※書換申請手数料等は不要です。	住所地の 管轄警察署	警察本部銃器対策課 銃砲・火薬係
使用人届出済証明書の交付を受けている方	要	住所表示に変更があった場合は、記載事項変更の届出を行ってください。 ※変更手数料は不要です。		
自動車運転代行業の認定証書書換申請	要	住所表示に変更があった場合は、変更があった日から10日以内(法人の場合は20日以内)に認定証書書換申請が必要です。	主たる 営業所の所在地を管轄する警察署	警察本部交通企画課 安全係



※県へのお問合せは、下記代表電話番号へお願いします。(番号の記載がない場合)

福岡県庁:代表(092)651-1111

福岡県警察本部:代表(092)641-4141